

〔別 紙〕
様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人慈尊幸徳会
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 鹿児島県鹿児島市鴨池新町3番5-1201号
 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成14年9月20日
 (4) 設立登記年月日 平成14年9月11日
 (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	毛利 英樹	
理 事	辻 亮	毛利歯科クリニック 本院 管理者
同	福留 隆史	毛利歯科クリニック 七福別院 管理者
同	毛利 徳子	
監 事	野元 茂樹	令和5年6月14日退任 新監事 篠原 利浩 令和5年6月15日就任

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
 2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)
 3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院			一般病床 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床] 精神病床 床 感染症病床 床 結核病床 床
診療所	毛利歯科クリニック	鹿児島県鹿児島市鴨池新町6番6号鴨池南国ビル2階	一般病床 0 床 療養病床 床 [医療保険 床]
	毛利歯科クリニック七福別院	鹿児島県鹿児島市鴨池新町14番1号 JK七福神ビル2階	[介護保険 床]
介護老人保健施設			入所定員 名 通所定員 名
介護医療院			入所定員 名 通所定員 名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
七福保育所 (企業主導型保育事業)	鹿児島県鹿児島市鴨池新町6番2号 NTT西日本鴨池ビル1階	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年 5月 29日 令和3年度 会計年度決算の決定
 令和4年度 事業計画案並びに収支予算の決定
 令和4年度 借入金額の最高限度額の決定
 令和 4年11月30日 令和4会計年度中間決算報告

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

(9) その他

なし

様式 2

※医療法人整理番号

法人名 医療法人 慈尊幸徳会

所在地 鹿児島市鴨池新町 3 番 5 - 1 2 0 1 号

財 産 目 録
(令和 5 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	181,887,646 円
2. 負 債 額	61,338,133 円
3. 純 資 産 額	120,549,513 円

(内 訳)

(単位：円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	109,880,594
B 固 定 資 産	72,007,052
C 資 産 合 計 (A+B)	181,887,646
D 負 債 合 計	61,338,133
E 純 資 産 (C-D)	120,549,513

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

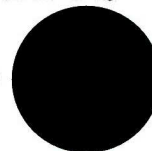
これは、当法人の財産目録に相違ありません。

令和 5 年 6 月 1 日

鹿児島市鴨池新町 3 番 5 - 1 2 0 1 号

医療法人 慈尊幸徳会

理事長 毛利 英樹



様式 3 - 2

法人名 医療法人 慈尊幸徳会
 所在地 鹿児島市鴨池新町3番5-1201号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

貸 借 対 照 表
 (令和 5年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	109,881	I 流 動 負 債	39,732
II 固 定 資 産	72,007	II 固 定 負 債	21,606
1 有 形 固 定 資 産	53,871	(うち医療機関債)	0
2 無 形 固 定 資 産	225	負 債 合 計	61,338
3 そ の 他 の 資 産	17,911	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 出 資 金	8,800
		II 利 益 剰 余 金 金	111,750
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	× × ×
		純 資 産 合 計	120,550
資 産 合 計	181,888	負 債 ・ 純 資 産 合 計	181,888

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 2

法人名 医療法人 慈尊幸徳会

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

所在地 鹿児島市鴨池新町3番5-1201号

損 益 計 算 書
(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	269,758
2 事業費用	237,555
本来業務事業利益	32,203
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	35,585
2 事業費用	34,802
附帯業務事業利益	783
事業利益	32,986
II 事業外収益	6,446
III 事業外費用	470
経常利益	38,962
IV 特別利益	193
V 特別損失	600
税引前当期純利益	38,555
法人税等	10,514
当期純利益	28,041

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人慈尊幸徳会
所在地 鹿児島市鴨池新町3番5-1201号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員 の近親者 が代表 者の法人	株式会社JK七 福神サービス	鹿児島市鴨池新町1 4番16号	20,804	歯科技工所	歯科技工委託	歯科技工	29,288	技工外注費	2,889

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監事監査報告書

医療法人慈尊幸徳会

理事長 毛利 英樹 殿

私は、医療法人慈尊幸徳会事務局において医療法人慈尊幸徳会の令和4会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年5月10日

医療法人慈尊幸徳会

監事

